

事務連絡
令和3年8月3日

一般社団法人 日本医療法人協会 御中

厚生労働省医政局医療経営支援課

「医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針の一部を改正する件」について

平素は格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。
標記告示につきまして、別紙の通り、7月30日付けで公布され、8月2日より適用されましたので、貴会におかれましては、下記内容について御了知のうえ、貴会員病院等に適宜御周知願います。

記

1 改正概要

経営力向上計画（※）の認定基準のうち、医療業に係る認定基準につきましては、医療分野に係る中小企業等経営強化法第十六条第一項に規定する事業分野別指針（平成28年厚生労働省告示第281号。以下「指針」という。）において定めている。

今般の改正は、新型コロナウイルス感染症の影響や経済社会情勢の変化に適切に対応して、中小企業の足腰強化等を促進するための措置等を講じるため、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律（令和3年法律第70号。以下「改正法」という。）により中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）が改正されたことに基づき、所要の改正を行うもの。

※ 経営力向上計画とは、特定事業者等が人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画であり、この計画の認定を受けた事業者は、税制や金融の支援等を受けることができる。

(参考：地方厚生局HP)

https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/kenko_fukushi/keieiryokukou_jyoukeikaku.html

2 改正の内容

- 改正法の施行により、経営力向上計画の認定対象について、「中小企業者等」から「特定事業者等」に変更され、医療業においては、資本金の額又は出資の総額が 10 億円以下又は常時使用する従業員の数が 2000 人以下である医業を主たる事業とする法人から常時使用する従業員の数が 2000 人以下である医業を主たる事業とする法人に変更となつた（法第 2 条第 6 項第 2 号並びに産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和 3 年政令第 219 号）による改正後の中小企業等経営強化法施行令（平成 11 年政令第 201 号）第 5 条第 1 項及び第 2 項第 1 号）。それに伴い、指針においても同様の変更を行う。
 - 改正法の施行により、新たに中小企業等の経営強化に関する基本方針（令和 3 年厚生労働省、経済産業省告示第 1 号）が定められたことに基づき、以下の 2 点改正を行う。
 - ・ 経営力向上計画の対象となる事業承継の類型について、積極的な経営資源の組み合わせを通じた労働生産性の向上を目的とするものも対象であることを明確化
 - ・ 経営力向上に係る事業の実施に当たり留意すべき事項として、「ローカルベンチマーク」（※）等を参照して経営状況を明確化し、経営課題を整理した上で、経営力向上計画を実施していただく旨を追加
- ※ ローカルベンチマークとは、売上高増加率や営業利益率などの 6 つの指標からなる財務情報と経営者や事業への着目などの 4 つの視点からなる非財務情報に関する各データを入力することで企業の経営状況を把握するためのツール。
- （参考：経済産業省 HP）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/keiei_innovation/sangyokinyu/locaben/

3 適用期日

告示日：令和 3 年 7 月 30 日

適用日：令和 3 年 8 月 2 日（改正法の施行の日）

（参考：中小企業庁 HP 掲載の指針全文）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/kihonhoushin.html>

以上